

岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給
協定書（案）

令和6年度から令和8年度まで

胆 沢 第 三 発 電 所

築 川 発 電 所

相 去 太 陽 光 発 電 所

高 森 高 原 風 力 発 電 所

岩 手 県



岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給協定書

岩手県（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づき電源の特定（第 2 条第 1 項の規定により同項各号の発電所で発電した電気であることを表示することをいう。以下同じ。）をして供給することについて、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 甲及び乙は、この協定を誠実に履行しなければならない。

- 2 この協定書に定める通知、報告、指示、申出、届出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 3 この協定に関する訴訟については、盛岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（電源を特定する発電所）

第 2 条 乙は、次の発電所で発電した電気であることを表示して販売することができる。

- (1) 胆沢第三発電所（奥州市胆沢若柳字馬留 1 番地 4）
年間可能供給電力量：11,921 MWh
- (2) 築川発電所（盛岡市川目第二地割字宇曾沢地先）
年間可能供給電力量：10,470 MWh
- (3) 相去太陽光発電所（北上市相去町高前壇地内）
年間可能供給電力量：1,514 MWh
- (4) 高森高原風力発電所（二戸郡一戸町高森高原地内）
年間可能供給電力量：51,610 MWh

- 2 前項の年間可能供給電力量は、河川の流況、ダムの水位運用、日射状況、風況、保守作業、機器故障等により変動するものであり、甲は、供給電力量が年間可能供給電力量に満たない場合であっても、乙に対し責任を負わないものとする。

（特定卸供給契約の申込み）

第 3 条 甲は、乙に「再生可能エネルギー電気特定卸供給承諾書」を交付する。

- 2 乙は、この承諾書の交付を受けた後、遅滞なく東北電力ネットワーク株式会社に対し再生可能エネルギー電気特定卸供給契約（以下「特定卸供給契約」という。）の申込みをしなければならない。
- 3 特定卸供給契約の申込みに当たっては、再生可能エネルギー電気卸供給の開始希望日を令和〇年〇月〇日とする。
- 4 乙は、特定卸供給契約を締結したときは、その契約書の写しを速やかに甲へ提出しなければならない。

(電力の地産地消への取組)

- 第4条 乙は、第2条第1項各号の発電所で発電し特定卸供給に基づき供給された全ての電気を岩手県内の電気使用者に供給しなければならない。
- 2 乙は、甲に提出した企画提案書に従い、電気の地産地消の取組を誠実に実施しなければならない。
- 3 乙は、各年度の初めに（令和6年度にあつては、この協定を締結した後、速やかに）第1項及び第2項の取組に関する計画書（以下「計画書」という。）を作成し、甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、甲から第1項の取組みを証明する書類の提出、説明等を求められたときは、誠実かつ速やかに応じなければならない。
- 5 甲は、必要があると認めるときは、計画書の変更を求めることができる。
- 6 乙は、第1項の規定により供給した電気の供給実績を半期毎に取りまとめ、速やかに甲に報告しなければならない。甲から別途指示があつた時も、同様とする。
- 7 乙は、6月ごと計画書の実施状況を報告しなければならない。甲から別途指示があつた時も、同様とする。
- 8 乙は、計画書に示すとおり供給された全ての電気を岩手県内の電気使用者に供給することが困難となった場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(電源を特定して販売することに関する責任)

- 第5条 乙は、甲に対し、乙が電源を特定して電気を販売する場合は、経済産業省が定める「電力の小売営業に関する指針」を遵守しなければならない。
- 2 乙が電源を特定して販売することに関し一切の責任は乙が負うものとし、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、この限りでない。

(対象発電所の写真等の使用)

- 第6条 乙は、この協定に基づき電気の地産地消等に取り組むことを目的として、甲が提供する第2条第1項各号の発電所の写真等を使用することができる。
- 2 甲は、前項に規定により提供する写真等の使用方法について、乙に協議を求めることができる。

(対象発電所の情報等の提供)

- 第7条 乙は、甲に対し、次の事項を求めることができる。
- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の43の規定に基づく第2条第1項各号の発電所に関する情報の提供
- (2) 電気事業法第29条第1項に規定する発電事業者の供給計画に関する情報の提供
- 2 前項に定めるもののほか、乙は、甲の承諾を得て、情報の提供を受けることができる。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和9年3月31日までとする。

(特定卸供給契約に基づく非化石価値の取扱い)

第9条 乙は、第2条第1項各号の発電所に係る非化石証書をトラッキング（非化石電源の属性情報（発電設備区分、設備名、設置者等）を付与することをいう。以下同じ。）し、供給される電気の全量を県内に供給することにより、脱炭素化に努めなければならない。

2 トラッキングに必要な費用は、乙が負担する。

3 非化石化価値の登録については、甲と乙が協議し、連携して手続をするものとする。

4 第4条第8項の規定は、第1項の規定による非化石証書のトラッキングについて準用する。

(権利義務の譲渡の制限)

第10条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又は当該権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第11条 乙は、この協定による電気の地産地消等の取組の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、この協定の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この協定が終了した後も、同様とする。

(第三者に及ぼした損害)

第13条 この協定の履行に関して第三者の損害を及ぼしたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が賠償をしなければならない。

(協定の解除)

第14条 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があったときは、直ちに本協定を解除することができる。この場合において、甲は、乙に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。

(1) その振出し、保証、裏書、引受けをした手形若しくは小切手が不渡りとなったとき又は銀行取引の停止処分を受けたとき。

(2) 差押、仮差押、競売及び滞納処分等の強制執行の申立てがあり、若しくは滞納処分を受け、又はそれらのおそれがあるとき。

- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算等の申立てがあったとき。
- (4) 甲の書面による承諾なく、乙が協定締結後 30 日以内に特定卸供給契約の申込みをしないとき。
- (5) 乙の責めに帰すべき事由により令和 7 年 3 月 31 日までに特定卸供給契約を締結できなかったとき。
- (6) 主務官庁から営業禁止又は営業停止の処分を受け、自ら廃止若しくは解散等の決議をし又は事実上営業を停止したとき。
- (7) 資産、信用、組織及び営業目的その他の事由により事業に重大な変動を生じ又は合併を行うこと等により、甲が協定を継続し難い事態になったと認められるとき。
- (8) 第 4 条第 8 項又は第 9 条第 4 項の規定に基づく甲の指示に従わなかったとき。
- (9) この協定の履行が不能となり、又は乙がこの協定の全部若しくは一部の履行を拒絶する意思表示をしたことにより、この協定の目的を達することができないとき。
- (10) 次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (11) その他甲が協定を継続することが困難であると認めたとき。

（協定の任意解除）

第 15 条 甲又は乙のいずれか一方が、やむを得ない事由によりこの協定を解除する必要が生じた場合は、あらかじめ書面をもってその相手方にその旨を申し出ることにより、この協定を解除

できるものとする。

(特定卸供給契約の解除)

第 16 条 この協定期間が満了したとき又はこの協定を解除したときは、乙は直ちに特定卸供給契約を解除しなければならない。

(販売の禁止)

第 17 条 この協定の有効期間が満了したとき又はこの協定が解除されたときは、事由のいかんを問わず、乙は第 2 条第 1 項各号の発電所で発電した電気について電源を特定して販売してはならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 18 条 乙は、この協定の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又はこの協定の適正な履行の妨害を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、警察官に通報しなければならない。

(損害賠償)

第 19 条 乙は、この協定に定める義務を履行しなかったことにより甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協定締結の費用)

第 20 条 この協定の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(重要事項の変更)

第 21 条 乙は、乙の定款その他これに相当するもの、事務所の所在地、代表者等に変更があったときは、遅滞なく甲に書面により届け出なければならない。

(補則)

第 22 条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岩手県
代表者 電気事業管理者
企業局長 中 里 裕 美

乙 ●●●●
●●●●

協働事業者様

岩手県電気事業管理者
企業局長 中里 裕美

再生可能エネルギー電気特定卸供給承諾書

岩手県企業局は、東北電力ネットワーク株式会社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき、当局が発電した再生可能エネルギー電気を東北電力ネットワーク株式会社が貴社に卸供給することについて承諾します。

なお、発電所概要は次のとおりです。

	発電所名	発電場所
1	胆沢第三発電所 認定 ID : ●●●●	奥州市胆沢若柳字馬留1番地4
2	築川発電所 認定 ID : ●●●●	盛岡市川目第二地割字宇曾沢地先
3	相去太陽光発電所 認定 ID : ●●●●	北上市相去町高前壇地内
4	高森高原風力発電所 認定 ID : ●●●●	二戸郡一戸町高森高原地内